

R6	税務署整理欄

相続時精算課税制度の適用チェック表（一般用）

このチェック表は、令和6年中に受けた贈与について、相続時精算課税を適用することができるかをチェックしていただくためのものです。ご自分でチェックの上、贈与税の申告書及び添付書類とともに提出してください。

《特例の概要》

特定の贈与者から贈与を受けた財産について、暦年課税に代えて相続時精算課税を選択した場合には、その贈与者（以下「特定贈与者」といいます。）から1年間に贈与を受けた財産（以下「相続時精算課税適用財産」といいます。）の価額の合計額を基に贈与税額を計算し※、将来、特定贈与者が亡くなった時にその相続時精算課税適用財産の贈与時の価額（令和6年1月1日以後の贈与により取得した財産については、贈与を受けた年分ごとに、相続時精算課税適用財産の贈与時の価額の合計額から相続時精算課税に係る基礎控除額を控除した残額）と相続又は遺贈を受けた財産の相続時の価額の合計額を基に計算した相続税額から、既に納付した相続時精算課税適用財産に係る贈与税相当額を控除した金額をもって納付すべき相続税額とする方式です（その控除により控除しきれない金額がある場合には、相続税の申告をすることにより還付を受けることができます。）。

※ 相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除額は110万円（令和6年1月1日以後の贈与で、2人以上の特定贈与者から贈与を受けた場合には、特定贈与者ごとの贈与税の課税価格であん分する必要があります。）、相続時精算課税に係る贈与税の特別控除額は累積2,500万円（特定贈与者ごとに累積2,500万円となります。）、税率は一律20%となります。

		氏名		
チ エ ッ ク 項 目		該 当	非該当	
(チェック項目の全てについて「該当」となった場合には、この特例を適用することができます。)				
1	贈与者（父母又は祖父母等）は、昭和39年1月2日以前に生まれた方ですか。	は い	いいえ	
2	あなた（受贈者）は、平成18年1月2日以前に生まれた方ですか。	は い	いいえ	
3	あなた（受贈者）は、贈与を受けた日現在において贈与者の直系卑属（贈与者の子、孫及び養子等をいいます。）である推定相続人又は贈与者の孫ですか。	は い	いいえ	
4	次のうち該当する区分についてチェックしてください（該当区分の「□欄」にもチェック（✓）を付してください）。	は い	いいえ	
	☐ 令和6年中に1人の特定贈与者から贈与を受けた場合 相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除（110万円）と暦年課税に係る贈与税の基礎控除（110万円）を重複して控除していませんか。 ☐ 令和6年中に2人以上の特定贈与者から贈与を受けた場合 相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除（110万円）は、特定贈与者ごとの贈与税の課税価格であん分していますか。 また、相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除（110万円）と暦年課税に係る贈与税の基礎控除（110万円）を重複して控除していませんか。			
5	裏面の【提出書類】に掲げる書類を、令和7年3月17日までに所轄の税務署に提出しますか。 (注) 贈与税の申告書を提出する必要がある場合は、当該書類を申告書に添付して提出することになります。 特定贈与者から贈与により取得した財産の価額の合計額が基礎控除額以下のときなど、贈与税の申告書を提出する必要がない場合は、当該書類を単独で提出することになります	は い	いいえ	

【参考】相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の適用要件

チ　　ェ　　ッ　　ク　　項　　目 (チェック項目の全てについて「該当」となった場合には、特別控除を適用することができます。)		該　　当	非該当
1	贈与税申告書第二表に、相続時精算課税の適用を受ける財産、控除を受ける相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除の額、控除を受ける相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の額等が記載されており、記入漏れはありませんか。 (注) 申告期限後に申告漏れ財産を把握した場合には、期限内申告書に相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の適用を受けようとする財産としてその申告漏れ財産の記載がないことから、特別控除の適用を受けることはできません。	は　　い	いいえ
2	上記1の贈与税申告書第二表を、贈与税申告書第一表と併せて、令和7年3月17日までに所轄の税務署へ提出しますか。 (注) 期限内申告書を提出しなければ、相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の適用を受けることはできません。	は　　い	いいえ

【提出書類】

相続時精算課税の適用を新たに受ける場合には、次の表に掲げる書類を提出しなければなりません。

なお、相続時精算課税選択届出書及び添付書類は、当該届出に係る贈与者から贈与を受けた財産について、令和5年分以前の贈与税の申告において相続時精算課税の適用を受けている場合には、再度提出する必要はありません。

① 相続時精算課税選択届出書
② 受贈者（あなた）や特定贈与者（この制度の贈与者である父母又は祖父母等）の 戸籍の謄本又は抄本その他の書類 で、次の内容を証する書類（ <u>贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。</u> ） (1) 受贈者の氏名、生年月日 (2) 受贈者が特定贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫であること

- (注) 1 相続時精算課税は、受贈者（子又は孫等）が贈与者（父母又は祖父母等）ごとに選択できますが、いったん選択すると選択した年以後贈与者が亡くなる時まで継続して適用され、暦年課税に変更することはできません。
- 2 特定贈与者が亡くなった時の相続税の計算上、相続財産の価額に相続時精算課税を適用した贈与財産の価額（贈与時の時価）を加算して相続税額を計算します。
- 3 前年以前の贈与税の申告において、相続時精算課税の適用を受けている人であっても、その適用に係る贈与者以外の人から贈与を受けた財産について、相続時精算課税の適用を受けようとする場合は、贈与税の申告書の提出期間内に、新たに相続時精算課税選択届出書等を提出する必要があります。